

1977年第98回宜野湾市議会(定期会)会議録

1. 3月21日(第2日目) 午前10時8分開議
午後3時6分散会

2. 出席議員(16名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	6番 榑 原 春 信
7番 宮 城 仁 政	8番 又 古 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 盛
11番 安 次 富 盛 信	12番 崎 間 正 篤
13番 榑 原 春 信	14番 榑 原 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 武 島 行 男
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 守 盛	22番 古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員(5名)

1番 伊 佐 徳 次 郎
13番 榑 原 春 信
21番 比 嘉 守 盛

3番 大 川 正 雄
14番 榑 原 春 信

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 城 安 一
収 入 役 眞 屋 好 永	総務課長 多 和 田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚生課長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 藏 信 三	農林課長 崎 間 政 光
商 工 観 光 課 長 榑 原 盛 真	都市課長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消防長 大 城 仁 幸
規 定 費 用 評 価 課 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村春盛 営業課長 奥里将弘
会計課長 天久 実 工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男 庶務係長 照屋 毅
議事係長 高袋真由 書記 仲村春夫
書記 比嘉定治

6. 議事日程(第 2 号) 1972年3月27日(火曜)

日程第 1 (別紙添付)

日程第 2

日程第 3

日程第 4

第9回宜野湾市議会定例会議事日程表(第3号)

1973年3月27日(火)午前10時開会

- 日程第1 陳情第6号 指定金融機関の指定について(沖縄銀行) 総務委員長報告
- 日程第2 陳情第7号 指定金融機関の指定について(中央相互銀行) 総務委員長報告
- 日程第3 陳情第8号 指定金融機関の指定について(農協協同組合) 総務委員長報告
- 日程第4 陳情第9号 指定金融機関の指定について(琉球銀行) 総務委員長報告
- 日程第5 陳情第10号 本市一面整理第二地区3-1-1号正路等について(敷設) 建設委員長報告
- 日程第6 陳情第11号 養護員の身分保障についての陳情(経済民生委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 市役所の位置を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 宜野湾市公告式条例の全部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 宜野湾市議会定例会条例の全部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 宜野湾市監査委員会条例の全部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 宜野湾市固定資産評価審査委員会条例
- 日程第12 議案第12号 宜野湾市職員の勤務時間に関する条例
- 日程第13 議案第13号 宜野湾市職員の休日及び休暇に関する条例

- 日程第14 議案第14号 宜野湾市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例
- 日程第15 議案第15号 臨時的任用された職員の分限に関する条例
- 日程第16 議案第16号 宜野湾市職員の進級の手続及び効力に関する条例
- 日程第17 議案第17号 宜野湾市職員の服務の宣言に関する条例
- 日程第18 議案第18号 職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第19 議案第19号 宜野湾市職員団体のせいの職員の行為の制限の特例に関する条例
- 日程第20 議案第20号 財政状況の作成及び公表に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第21 議案第21号 一般会計に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第22 議案第22号 宜野湾市財産の買入、買出、貸付等に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第23 議案第23号 一般会計に付すべき公の施設廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第24 議案第24号 宜野湾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
- 日程第25 議案第25号 宜野湾市火災予防条例
- 日程第26 議案第26号 宜野湾市史蹟委員会条例の全部を改正する条例

- 日程第27 議案第27号 宜野湾市部課設置条例
- 日程第28 議案第28号 宜野湾市費まん研究センター特別
会計条例の全部を改正する条例
- 日程第29 議案第29号 宜野湾市財政調整基金条例の全部
を改正する条例
- 日程第30 議案第30号 宜野湾市公有水面埋立事業特別
会計条例の全部を改正する条例
- 日程第31 議案第31号 宜野湾市土地区画整理第二地区精
算金特別会計条例の全部を改正す
る条例
- 日程第32 議案第32号 宜野湾市特別職の報酬等審査会
条例
- 日程第33 議案第33号 宜野湾市委員計画審査会条例
- 日程第34 議案第34号 宜野湾市印鑑条例の全部を改
正する条例
- 日程第35 議案第35号 /973年度宜野湾市費まん
研究センター並特別会計才入才出補正予算（
第1号）
- 日程第36 議案第36号 /973年度宜野湾市水道事業
補才入才出補正予算（第4号）
- 日程第37 議案第1号 /97/年度宜野湾はら区才入
才出決算認定について
- 日程第38 議案第3号 水道に関する振替

議 長
第98回宮野鴻市議会定例会第2日目の本会
議を閉じました。(午前10時8分)

議 長
本日の日程は日程表第2号の通り進めて参
りたいと思っております。

議 長
休憩いたします。(午前10時8分)
再開いたします。(午前10時12分)

議 長
日程の第1. 陳情第6号 指定金融機関の
指定について。日程の第2. 陳情第7号 指定金
融機関の指定について。日程の第3. 指定金融
機関の指定について。並びに日程の第4. 指定金
融機関の指定について。以上4案件について
は、71年3月17日の本会議に総務常任委
員会の方に審査を付託してありましたが、その
結果が参っております。一応朗読を有せし
て総務常任委員会に報告をお願いしたいと思
っております。

議 長
休憩いたします。(午前10時14分)
再開いたします。(午前10時14分)

総務常任委員長

ご報告申し上げます。本陳情案件の処理
に御座りましては、総務常任委員会といたしまして
も大変苦勞して参った訳でございます。
報告書にもご報告しております。約1ヶ月がかりで
せつと処理がなされたというふうなことで、
陳情者の方々に御座りましては本当に申し訳な
いというふうな感じをもっております。ところが、
本陳情案件の内容につきましては、ご承知の
ように、指定金融をやってもらいたいというふう
な趣旨でございます。そこで、沖縄銀行、琉
球銀行、それから南洋陽相互銀行、中央相
互銀行、宜野湾市農協、たしまの金融機
関からという陳情が御座りまして、一体
どういう形で処理した方がよいかというふうな内
題につきましては大変苦勞して参りましたけれども
も、審査中において当局から今度の指定金融
の問題につきましては沖縄銀行を指定した
いというふうな議案が提出されて同時に
当総務委員会に付記され、おろ合わせて検
討して参った訳であります。報告書の中に
ご報告しておりますように、当局の意向、やる意欲を十
分認識して参りました。尚又、総務委員会
といたしましては決して一方的な取り扱いは
なくして平等に陳情者の出頭を、又は出席
を求めまして参考意見等も十分聞いております。
聞いた中では別に御座りましてこの銀行が
いいとか、或は悪いとか、というふうな結
論は出されませんでしたけれども、当局の意欲を十分

話し合ひの結果、沖縄銀行を指定すべきである
と、従つて沖縄銀行を採択すべきであるとい
う結論に達した次第でございます。
その審査の過程においては、他の沖縄の金
融機関からの色々な不満もあつたようでござ
いますけれども、しかしながら大局的立場に立
ちまして納税者の便、或は職員によるこの
現金取扱、或は窓口の事務改善、或は現金
出納の、そういう面を検討いたしましたこと
に、やはりこのへんで毅然たる態度で臨ん
で、そして市民の利便の立場から指定した方が
好ましいというふうなことでこの様な結論を出
しまして本日ご報告したような次第でございます
可。大変長い期間にあつて審査いたしました、
全く申し訳ないことでありましたけれども、どうぞ
一つ、事情を十分ご理解いただきまして、そして、沖
縄の金融機関に対しては当局も十分なる
理解をお示すべく、或は納得のいく線でご今後
の協力をお願ひいたしたいというふうなこと
を申し添へましてご報告に変更の次第でござ
います。

議長
以今の総務委員長の報告に対する質疑
を許す。

議長
どうか質疑もございませぬので、質疑を終
了いたします。あつて委員長の報告も終り
ます。

議

議 答
陳情第6号、指定金融機関の指定について
の討論を求めた。

議

議 答
討論を省略したいと思つたが、ご異
議ごなければ。

議

議 答
ご異議ありませぬので、討論を省略いた
して表決に付した。
陳情第6号、指定金融機関の指定につ
いてを表決に付した。
委員会の報告通り、採択することに
ご異議ごなければ。

議

議 答
ご異議ありませぬので、左様決定いたした。

議

議 答
陳情第9号、指定金融機関の指定について
の討論を求めた。

議

議 答
討論を省略したいと思つたが、ご異
議ごなければ。

議

ご異議ありませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議

陳情第9号については委員会の報告通り
不採択することにご異議ございませんか。

議

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議

陳情第8号、指定金融機関の指定につい
ての討論を求めます。

議

討論を省略せたいと思っておりますが、ご
異議ございませんか。

議

ご異議ありませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。
陳情第9号については委員会報告通り不採
択することにご異議ございませんか。

議

ご異議ございませんので、左様決定いた
します。

議 長

陳情第9号、指定金融機関の指定についての討論を終わります。

議 長

討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

議 長

ご異議ありませんので、討論を省略したいと表決いたします。

陳情第9号については、総務常任委員会からの報告の通り、不採択することにご異議ごありませんか。

議 長

ご異議ありませんので、左様決まいたします。

議 長

次は、日程第5、土地正画整理第2地区の2-1-1道路についての陳情。本陳情は3月14日の本会議におきまして建設常任委員会の方で審査を済ませられたことが、審査を終了いたしました。報告が参っております。
一 此事務局を以て朗読をいたします。

議 長

休憩いたします。(午前10時24分)

再開いたします。(午前10時25分)

議

建設委員会報告の概略を求めた。

建設委員長

陳情第1号、土地區画整理第2地区2-11街路等についての陳情について、本建設委員会に付託されておりおいて、その審査の内容及び経過についてご報告申し上げます。

その陳情の内容については、まず第2地区の2-11道路の舗装を早目にやってもらいたい、次が2-11道路の延長、大謝石まで早目に延長工事をしていただくこと、次に2-11街路の左側の舗装も早くやってもらいたい、そして着天同飛行場入に右側、2-11街路周辺の軍用地の開放も早くしてもらいたいというように、折衝を十分してもらいたいという内容の陳情でございます。本問題に対しましては、常に議会といたしまして早目に街路舗装工事等を行うべきであると要望して参りました事項でございます。建設委員会といたしましては、委員会一致で陳情を採択すべきであると結論としてございます。以上の通りご報告申し上げます。

議

委員会報告に対する質疑を許す。

議

何かは質疑もございません。質疑

を終りたいと思つたが、ご異議ごありませうか。

議 長

ご異議ごありませうので、質疑を終り、おわせて
委員長の報告も終らせていただきます。

議 長

陳情第1号に付した討論を省略いたします
と思つたが、ご異議ごありませうか。

議 長

ご異議ごありませうので、討論を省略いたし
まして表決に行きます。

陳情第1号、土地区画整理等二地区二丁
道路等についての陳情を表決に行きます。

委員会報告通り採択することに
ご異議ごありませうか。

議 長

ご異議ごありませうので、委員会報告通り
採択することに決まさせていただきます。

議 長

日程第6、陳情第2号、警備員の身分保障に
ついては3月14日の本会議におきまして、経済民
生教育常任委員会の方から報告を付記してありま
す。一応終了いたしました報告書が参り、
おります。一応事務局として報告書を朗読いた
します。

議 程

休憩のたしり方。(午前10時30分)

再開のたしり方。(午前10時50分)

議 程

本陳情に対する経済民生教育審議会委員
長のご報告を求めたり。

経済民生教育審議会

陳情第2号、警備員の身分保障についての陳
情の内容と審査の経過をご報告申し上げます。
本陳情有るは、警備員の身分の保障についての
内容でございます。これは去年の6月定例会
でもこの種の陳情の内容が多かりました。本委員
会で審査したことがございまして、委員会の方
にもこの件、前向きな面を検討する方向にしよう
とございまして、先般は、我々委員会として
教育委員会の方も出席を求めて審査を進めた
訳でございますが、委員会としてはいまだ復帰
に伴って市の定数の中に取りこまれない
ことで、市の調整は手配は行っているが、しか
し委員会自体としてはこの趣旨にどうも結論
を出しておられないことございまして、現在では
失業保険と医療保険は一般警備員の方に
はかけられないことございまして、職員という身分
の保障はなされて、非常に去年から問題に
なっておりますことございまして、陳情者でも
お尋ね、身分が保障されていること、これは

川の方には検討中であるそうである。まだ決定してはいないようでありませう。宜野湾は委員会としておしましてもその趣旨に基いて進めようとしていることでありまして、検討中というのを書いてございませうが、確定ではないということも、まだ当局との調整がつかないということでもございまして、できただけその趣旨に基いて当局も折衝するんだというので採択した方の結果でございませう。以上着書のご報告を申し上げて質疑に答えると思っております。

議 答

採今委員長の報告に対する質疑を許しませう。

18 番
(聴取不能)

経済民生教育常任委員会

この案の検討はせられた旨の款でありませうが、これは条例の中で一応これが発議の中に入つておられるら自然とこの案の条例ができてくるんじゃないかと。結局、条例の中にこれが取り入れられてくるんじゃないかとこのように思っております。

18 番

採択する場合には当然のこととして着書が行われると思っておりますが。

経済民生教育常任委員長

勿論、必要かとは思つておりましたが、先程ご報告申し上げましたように、今、委員会としては方針は決めておるんだが、肝心の当局との折衝がまだ出ておらずに、このことをごさうして、これが当局との調整がどうなるかというところが問題でございまして、委員会自体はこの趣旨にまつてやるというところをごさうして、本委員会としてはその趣旨にまつてやられたし、しかし問題は従来の通りから委員会に決定すればある程度というところまでついでに審査をばらしてございまして、5月15日から当局の定数の中に入りまして自然と定数案例の枠で検討されるべきものでありまして、委員会自体も従来の審査の方法も大分違う結果になりまして、我々としては、その趣旨にどうように検討すると、趣旨は採択しようということ以外には降り下げての結論をばら出してた一報でありまして。

12 着
(聴取不能)

経済民生教育常任委員長

一応職員に本採用してこれということであつた。定数案例の中におりこんでこれということでありまして。

12 着
失業保険と医療保険はすでに保障されて
いる記でしよう。

経済民生教育常任委員長

は、医療保険と失業保険はかけておるというのであります。そのほかの身分が保障されてないので、そこをやってこれて、ついでに今度改正になりますとの定款の中に入れてこれという趣旨でございます。

12 着

その点はまだ調査してないのでございませうが、その点の報告がどういふことは審査の時点では調査してございませう。

12 着

定款案例によりございませう。宜野湾市職員として、そのようにございませう。例としては職員が何かの理由でストライクをした場合、この方は当然組合員であらう参加する。そのようにこの定款は警備員は（聴取不能）、その点の定款はございませう。

経済民生教育常任委員長

この面におきましては、我々は定款案例によりこのように結論は出しておいてございませう。これは当局と委員会との問題でございませう。議会としては案件に出るはじめて検討されるべき問題でございませう。ただ身分保障不足のことにどういふことか、今、当局と委員会もその線で行っていることとございませう。

今先のストライクの問題もございませうが、しかし、この

問題は地方公務員法でそれが施行されて
るので、おのずから中が締められるんじゃないかとい
うようにも考えられますが、しかし、その点ではほ
り下げて検討はしてございません。

12 着

ストライクをうった場合の何は検討してないとい
うことですか。

経済生活教育委員会

左様でございます。

12 着

市長にお伺いいたします。この陳情が採択さ
れた場合には、当局としてはまずストライク採択
陳情にどうふうにしてやるか、もし正式な職員に
なった場合には、組合員ですから当然ストライクに
参加する訳ですが、その場合にはどうふうのこと
に存じますか。

市長

お答をいたします。行政委員会にかりまして
も教育委員会は雇用関係は持ってありません
で、直接この問題に対しては教育委員会
の方で十分責任はもってもらわなければならない
ですが、この定数につきましては一応教育委員会
から出ております。しかし、これに対しては一応
夜間準備であるので、普通職員を雇った場合の仮
に100パーセントのふうには存じます。夜間も持株勤務

でありまして、おぼろに150ドル、200ドルとらいつ
 けり。それが8名に存りますと、8名だけでは色
 計ではいへず、祝祭日があり、先休日があり
 ます。そして年休があります。あと8名雇わんとい
 かん。あなた方がどうふうにして雇うんだら、
 私はやらかうその代り教育予算にしろせをせよ。
 これは十分考えて下さい。そういうことで今は別個
 の法人であるかとやかくは言いません。とにかく
 教育予算にしろせをしろ方法を考えてもら
 たい。それでも大丈夫であると、備品の購
 入とか或はその地の消耗品の購入も人件費
 が増大することが8名で定りかねると8名採
 用せんといかんとか、或は何かの方法でやるん
 の三分の一でもせよかという方法があるならば
 どういうことも十分検討してもらいたい。それは
 あなた方の責任であるといふことは申し上げてあり
 ます。

12 着
 以上です。

議長
 何かに質疑もありました。質疑と打ち
 切りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長
 ご異議ありません。質疑を終り、あつて
 了。委員長の報告も終了していただいております。

議長
陳情第2号に対する討論を求めます。

議長
討論も省略をいたしましたと思いませんか？ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、討論を省略いたしました。表決に付します。
陳情第2号、警備員の身分保障についての陳情を表決に付します。
又、今の経済民生教育常任委員長の報告の通り、採択することに、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、左様決定をいたします。

議長
休憩いたします。(午前10時44分)
再開いたします。(午前10時58分)

議長
引き続きまして進行いたします。
白紙の案、議案第7号、市役所の位置を定める条例の全部を改正する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、
現行の市役所の位置を定める条例と内容に
ついては変更はございませぬけれども、根拠法
律が地方自治法ということになりまして、条例の
名称、宜野湾市というものを入れるというふう
に統一した方がよいという事で、内容そのもの
には変更はございませぬけれども、全部を改正
したいと、地方課の指導もございまして、私共
としては内容が変らなければ一部改正でいいん
じゃなかろうかという事にしてございまして、一
応根拠法令が市町村自治法から地方自治
法に変わると併せて、全部改正の手続きをし
てもらいたいという事で改正してございませぬ。
何かございませぬ、ご質疑にお答えしたいと
思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議員

ほかにも質疑もありませんので、質疑を打ち切
りたいと思っておりますが、ご異議ございせんか。

議長

質疑を終り討論を求めます。

議員

討論も省略をしたいと思っておりますが、ご異

議 長
ご異議ございませんか。

議 長
ご異議ありませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議案第9号、市役所の位置を定める条例の全
部を改正する条例についてを表決に付します。
原案の通り決まることにご異議ございませ
んか。

議 長
ご異議ございませんので、原案の通り可決決
定いたします。

議 長
日程第8、議案第8号、宜野湾市公告式条
例の全部を改正する条例についてを上程いた
します。
本案に対する提案者の説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。宜野湾市公告式条
例の全部を改正した内容でございます。
内容につきましては、現行の公告式条例と変
りはございませんけれども、現行の条例は市町村
自治法の第13条の4項に基づいて制定されてお
りましても、5月15日から地方自治法が適用され
ることに伴って根拠条文の整備、それと会計
年度が違っております。施行期日をどうもか

爽つておられるので、掲示期日の方が、そういうものが違つてして、現行の公告式条例の中には地方自治法という規則事項にはいるものがごさいして、特に掲示期同年については規則事項としておられておるので、そういう条文の整理もあわせて行った次第でございます。内容については大体そのらいでございまして、何かございましてご質疑にお答えをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
休憩いたします。(午前11時3分)
再開いたします。(午前11時5分)

議長
本案につきましては、質疑の段階で一旦継続着議としておきたいと思つた方が、ご異議ござらぬかと。

議長
ご異議ござらぬので、左様決定いたします。

議長
次、議案第9号、宜野湾市議会議決条例案の全部を改正する条例についての上程いたします。
本案に対する理申書の題名説明を求めます。

総務課長

これも本土法、地方自治法の適用に伴っての全部改正でございますが、内容については、現行条例の中には規則事項であり、募集の時期も規定してございますので、これはあくまでも規則の事項でございますので、条文を整理いたしまして提出してございます。回数につきましては、現行の条例でも年4回となっておりますので、別段内容については変更はございません。

以上ご説明申し上げまして、何かございましたらご質疑にお答えいたしたいと思っております。

議長

休憩いたしました。(午前11時5分)
再開いたします。(午前11時6分)

議長

本案につきましては、質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑の段階で継続審議といたします。

議長

次、日程の第9、議案第10号、宜野湾市職員の給与条例の全部改正有る条例についての上

程いたしませう。

本案に対する提案者の趣旨説明をお願いいた
しませう。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては条
例の根拠法でありまして法律の適用の点から
全部改正の手續をせられた次第でございます。
本件につきましては、監査委員の方でも協議
いたしまして決定してございます。現行の条例
と異なるところを申し上げます。新に教育委員
会の事務の監査、会計も管轄として監査に
入って来るという点と、従来年2回の臨時出
納検査というものがございましていたけれども本
土本法にけりういふものがございせんので、そ
ういう面は省かれております。内容については現
行の条例と殆ど変わりはないので、以上
簡単に説明申し上げます。何かありましたら
ご質問にお答えいたします。と思っております。

議 長

本案に対する質問を申し上げます。

議 長

本案につきましては質問の時点で総務
審議としておこなうと思っております。ご異議
ございませんか。

議 長
ご異議ありませんので、質疑の段階で継続審議といたします。

議 長
次、日程の第11、議案第11号、固定資産評価審査委員会条例についてを上程いたします。
本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

総務課長
ご説明申し上げます。本条例は地方自治法の、違ひなしに、地方税法の適用に伴います新設の条例でございます。税法の423条の1項に於いて、固定資産課税台帳に登録された事項、特に評価についてということになっておりますけれども、そういう不服等を審査決定するため本市村の方に固定資産評価審査委員会というものが置かれております。これについては詳しい内容については税法の方に規定されておりますので、条例の事項としては審査手続を、記録の保存、審査に付いてのその他の必要事項は条例事項でありますので、地方税法の431条の規定に基づいて本条例を設けております。これに基づいては本土の例に於いては導則等を参考にいたしまして設けてございまして、皆様方のご質疑にお答えをいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長
本案に対する質疑を許す。

議 長
本案につき申しても、質疑の段階で継続審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長
ご異議ありませんので、継続審議と決定いたします。

議 長
次、日程の第12、議案第4号、宜野湾市職員の勤務時間に関する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の説明を求めます。

総務課長
ご説明申し上げます。本件につきましては、従来根拠法令でありました地方公務員法が制定されていなかったために、市町村の職員の勤務時間につきましては労働基準法を基調として、任意に制定されている訳でございますけれども、復帰いたします地方公務員法が適用されることになりまして、地方公務員法第24条の第2項に基づいて職員の勤務時間等について条例を新しく制定される訳でございます。何かご質問はございませんか。

76
之にお任せいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても質疑の時間で継続審議としておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑の時間で継続審議とすることに決定をいたしました。

議長

日程の第13、宜野湾市職員の休日及び休暇に関する条例についてを上程いたします。
本案に対する提案者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましても議案第12号と同様、根拠法令として地方公務員法が制定されているが、従来労働基準法を基調として市町村で任意に制定していた詔でございまして、復帰に伴って地方公務員法が適用されることになりました。本案例を制定した詔でございまして、特に内容に入りましても、年次有給

休暇の取扱いについて現行と本土の制度が大分異なる読でござります。そこで附則の第3にも記載してありまうように、従来市町村の職員が積立した年次有給休暇については近ごろは本土政府の政令で規定されうかと思ひまうけれども、私共としては職員が不利益にたらずうように措置をせらうたいと、さういふうに要望してござります。労組から現在市に対して、積立した年次有給休暇にたずしては復帰前に是非買上げてもらうたいと、さういふうに要望が出ておりますけれども、当局としてはさういふうにたずしては買上げてあげないともういふうに考へておりましたけれども、法的な面を問題点が解明されておりましたので、現在残念ながらその解決をたずてござります。この件については議会といえましてもご検討していらして、職員に不利益が、復帰に伴って職員が不利益にたらずうようにご検討していらしてたいと、さういふうに思ひまう。それ以外のものについては、現行の条例にも大分規定されておりましたので、別段ご説明する必要はないかと思ひまうので、以上簡単にご説明申し上げて何かござらうとご質問にたず答へたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきしても質疑の時点で、継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

日程第14、議案第14号、宜野湾市職員の場合に因る労務及び効果に因る条例についてを議題としたります。

本案に対しまして理事者の趣旨説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、従来根拠法令が制定されておりましたのでございまして、しかしながら、全体の奉仕者としての立場から条例は制定されておらずにございまして、地方公務員法の中で、職員の労務に因る基本的な事項は規定されておりまして、条例の規定する範囲はその労務そのものが制定事項でございまして、条文の整理も含めて今回制定をいたしましたことがよく考えております。従来は労務と懲戒が一つになっておりましたけれども、次の案件と関連しておりますように、二つに分けられるのでございまして、大変簡単にご説明終了をさせていただきますが、何かございましたらご質疑にお答えしたいと思います。

います。よろしく頼みます。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきしても、質疑の時点で継続審議としておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 議長 異議ありませんので、左様決定いたします。

議長 議長 日程の第15、議案第15号、臨時的に任用された職員に付する分限に関する条例についてを上程します。
本案に対する理事者の説明をお願いします。

総務課長
ご説明申し上げます。従来臨時的に任用の職員につきましては、分限取扱いの規定は殆どなかった訳でございますが、地方公務員法の適用に付するに第22条の第2項の規定に付して、6ヶ月を之とする期間で臨時的に、これは殆ど使用してまいりましたが、使用期間中に任用された職員でございます。それについて一般職員と多少内容は異なりまはせぬども、分限についての規定が必要であるとして地方公務員法第29条の第2項の規定に基づきまして本条例を制定した次第

でございませう。以上簡単に説明申し上げて、
何がございませうか。質疑にお答えしたいと思つて
お返しにお願ひいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案について、質疑の時点で継続審議
していただきますが、ご異議ございませんか。

議長
ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長
次に、日程第16、議案第16号、宜野湾市職員懲
戒の手続を及ぶ効果に関する条例について上
程いたします。
本案に対する理事者の説明を求めます。

総務課長
ご説明申し上げます。本件も議案第14号と同
様、従来根拠法令がなかったことでございませう
けれども、一般公務員という立場から懲戒についての
条例は制定されていることでございませう。
今回、根拠法であり、地方公務員法に列
して、懲戒の手続を具体的に大別する
ことでございませう。基本事項については地方公務員
法の中で規定されていますので、本案も手続

之に因りて手続と効果についての計規定事は
記すべき事あり。内容に於ては、現在の条
例よりも効果に於ては非常に乏しくなつ
てゐる記すべき事あり。特に給子減額に於て
は、現在は10分の1が最高の額でござい
けれども、本条例からすれば、5分の1といふ
倍に於て記すべき事あり。そのことにつ
いては、一応本土の準則に於てその通りに
規定してゐることを考へてゐる事あり。
何かの事として、皆様の御意見にお
寄せ願ひいたします。よろしくお願ひ
いたします。

議 長

本案に対する御意見を述べさせていただきます。

議 長

本案に於ては、質疑の時点で継続着
議していただくことが、ご留意願ひ
いたします。

議 長

ご留意願ひいたします。左様決定いたします。

議 長

休憩いたします。(午前11時25分)
再開いたします。(午前11時30分)

議 長

日誌の発行、議事録の発行、宜野湾市職員の職務

の服務の宣誓に関する条例についての上程の
レオア。

本案に対しまして理事者の説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案例につきましては従
来根拠法令が制定されておいた訳でござい
ますけれども、しかし本市の場合は現行は服務
規程の中に入れておいてございまして、服務の
宣誓についての従来からやっておいた訳でござい
ますけれども、今回、地方公務員法の引案でどう
規定がございまして、改めて条例事項として制
定したいというふうに考えております。尚、これは様
式については全国的に統一してもらいたいとい
うにしてございまして、そういう準則に従って
ございまして、特に、消防職員と一般職員が
様式が違いますが、一応一般職員の場合
憲法擁護と全体の奉仕者というものが基調と
なっているというふうなところでございまして、
消防職員につきましては、そういう職務につ
いての非常に多岐にわたる立場で職務に
執行するということになります。内容が
変わっております。はなはだ簡単なご説明で
ありますけれども、何かございしたらご
質問にお答えいたします。よろしくお願
いいたします。

議長

本案に対しまして質疑と許します。

議長

本案につきましても、質疑の時点で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

日程の第18議案第18号 職務に専念する義務の特例に関する条例についてご質問といたします。

本案に対する理事者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましても、従来は根拠法令がなかった訳でございまして、現在の休日休暇等の条例で運用をしておりました。この中で地方公務員法の適用を優先いたしまして、地方公務員法の35条の規定に基づいて本条例を制定したいと考えている訳でございまして、

本来職員は、公務優先の原則を前提としておる訳でございまして、職務専念の義務が公務の民主的かつ能率的な運営に支障がないと認められる場合は、この職務専念の義務が免除されること、これは免除の範囲については案に示してあります。研修、これは地方公務員法の39条で研修でございまして、それから厚生計画、これは地方公務員法の第42条で厚生計画でございまして、その他、市が特に必要と認